

# 第2次新宮町男女共同参画基本計画

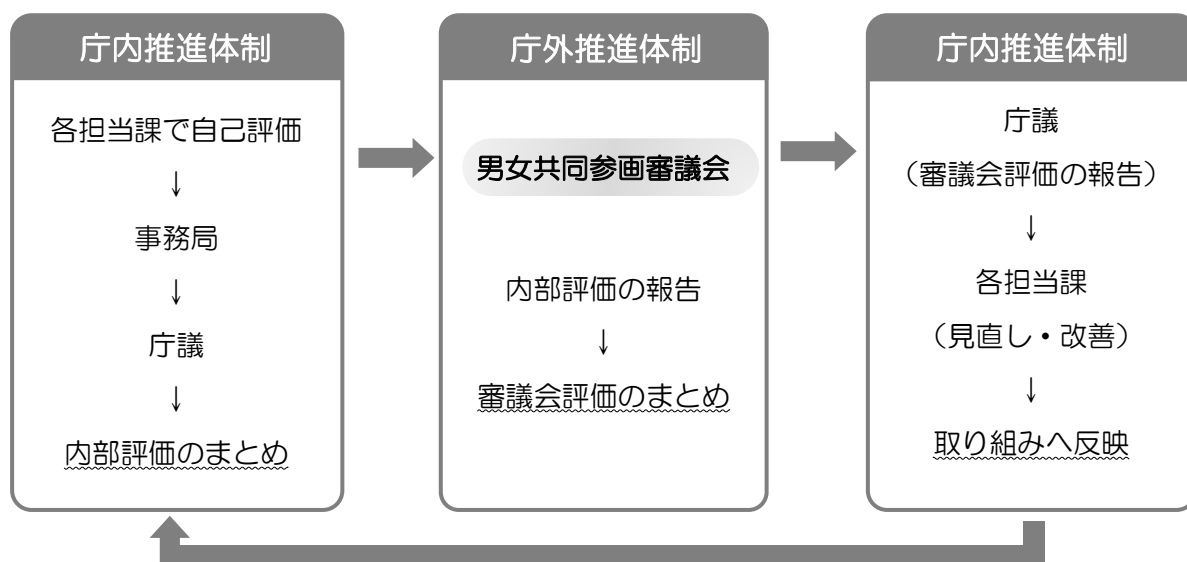
令和2年度 実施状況評価

内部評価

# 1. 進行管理の方法

本町では平成 26 年度から平成 30 年度までを計画期間とする「第 1 次新宮町男女共同参画基本計画」、令和元年度から令和 5 年度までを計画期間とする「第 2 次新宮町男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けての施策を推進しています。本計画は、町政のあらゆる領域にわたる計画であり、全庁的な取り組みの推進を図るため、進行管理の必要性が求められます。

進行管理については、計画の実行性を確保するため、次に示す流れにより行います。



# 2. 計画の体系

「男女がともに輝き 支えあうまち 新宮」の実現をめざし、3つの基本目標を掲げ施策の展開を図ります。

基本目標	基本施策
<b>基本目標 1</b> 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画についての意識啓発
	(2) 男女共同参画についての情報収集・提供
	(3) 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実
<b>基本目標 2</b> 男女がともに参画し、 支えあう環境づくり	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	(2) 働く場における男女共同参画の促進
	(3) 仕事と家庭・地域生活の両立支援
	(4) 地域における男女共同参画の促進
<b>基本目標 3</b> 男女が安心して健やかに 暮らせる生活への支援	(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶
	(2) 生涯を通じた男女の健康支援
	(3) すべての人が安心して生活できる支援の充実

### 3. 進捗状況の総括

各施策における令和2年度の取り組み実施状況を、次の4段階で評価しました。  
 ※同じ取り組みであっても、担当課によって具体的な取り組みの内容が異なり、その評価を行うためには、担当課ごとの自己評価が必要です。取り組み数は、担当課ごとに細分化しているため増加しています。

#### 【取り組みごとの評価（達成度）の区分】

- A：90%以上（十分達成している）
- B：70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C：50%以上（達成が不十分であり改善を要する）
- D：50%未満（達成にはほど遠く見直しを要する）

#### 施策の進捗状況評価（一覧）

基本 目標	基本 施策	具体的な取り組み数				
		計	A	B	C	D
1	(1)	12	5	1	1	5
	(2)	10	3	3	1	3
	(3)	9	3	3	1	2
2	(1)	15	4	9	0	2
	(2)	8	2	4	2	0
	(3)	4	1	3	0	0
	(4)	10	3	3	1	3
3	(1)	20	15	2	2	1
	(2)	13	10	3	0	0
	(3)	15	7	8	0	0
計画の 推進	(1)	3	1	2	0	0
	(2)	5	2	2	0	1
	(3)	2	0	1	1	0
	(4)	1	0	1	0	0
全 体		127 (100%)	56 (44.1%)	45 (35.4%)	9 (7.1%)	17 (13.4%)

全体ではA（十分達成している）が44.1%、B（ある程度達成しているが一部課題が残る）が35.4%、C（達成が不十分であり改善を要する）が7.1%、D（達成にはほど遠く見直しを要する）が13.4%です。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの町民が集まるイベントや研修会等が中止となり、実施できなかった啓発活動が多くありました。そのため、基本目標1におけるD評価が増加し、令和元年度より全体でD評価が6.2%増

える結果となりました。令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対策が続くことが考えられます。男女共同参画の意識づくりにあたっては、オンラインによる情報発信や小規模学習会の実施など、内容を工夫し、よりきめ細やかな対応が必要であると考えます。さらに、外出自粛やテレワーク等、生活様式の変化に伴い生じる課題等の把握に努め、各分野における男女共同参画に配慮した取り組みへとつなげることが重要です。

## 基本目標 1

### 基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

町民や事業者に向けた男女共同参画に関する啓発活動を行うとともに、就学前教育から学校教育、社会教育まで、あらゆる世代に対して男女共同参画及び人権の視点に立った教育・学習を推進し、男女共同参画と人権尊重の意識を育みます。

#### ◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
具体的な 取り組み数	11	7	3	10
%	35.5	22.6	9.7	32.2

#### 【取り組み概要】

##### 基本施策（1） 男女共同参画についての意識啓発

- ホームページに第2次新宮町男女共同参画基本計画の令和元年度実施状況評価について掲載した。
- 役場2階、シーオーレ新宮、そぴあしんぐうに、男女共同参画に関する資料（講座やイベントなど）を配架した。
- 男女共同参画の推進を目的とした事業を広報誌に掲載した。
- 「男女共同参画週間」「福岡県男女共同参画の日」に合わせ、懸垂幕を掲示した。
- 「新宮町人権教育・啓発基本指針」の見直しを行い、「新宮町人権教育・啓発基本指針（改定版）」を策定した。
- 「新宮町人権教育・啓発基本指針実施計画」の令和元年度の評価等を行った。また、「新宮町人権教育・啓発基本指針実施計画（R3-R5）」の策定にあたって各事業の検証を行った。
- スポーツ協会、文化協会、施設利用団体人権学習会で「性の多様性」をテーマに学習会を実施した。

##### 基本施策（2） 男女共同参画についての情報収集・提供

- 県や他自治体の事業について、役場2階に資料を配架した。
- ホームページに新宮町男女共同参画推進条例及び第2次新宮町男女共同参画基本計画を掲載した。
- 町図書館蔵書中から関連本を選書し、館内の目立つ場所にポスター掲示と共に特設コーナー作りを行った。

○関連図書を町図書館の特設コーナー設置に合わせて購入した。

### **基本施策（3） 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実**

○新転入教職員に対する人権研修を規模を縮小し実施した。

○コロナ対策を徹底した上で、男性向け料理教室や父子料理教室を開催し、男性の家事・育児参加への意識高揚を図った。

○新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった講座等を除き、広報誌やホームページにて、講座開催を周知し募集した。

#### **【評価（成果や課題）】**

○男女共同参画に関する意識啓発、情報提供・収集の方法や、条例・計画認知度をあげるための周知方法については、集客のあるイベントを有効活用するなど、より効果的な方法を常に検討しながら地道に継続していく必要がある。

○関係機関からの周知依頼については、関係機関との連携不足から、すべて周知することができなかつたため、今後は、男女共同参画の推進を図るため、より多くの情報を提供する。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインイベント等の開催が多くなると見込まれるため、ホームページによる情報提供をさらに充実していく必要がある。

○「新宮町人権教育・啓発基本指針」の見直しにあたっては、男女共同参画の形成に向けた動きを追加し、男女共同参画の視点で施策の基本方向を取りまとめた。

○新型コロナウイルス感染症の影響で、中止になる講座等が多かつたため、オンラインでの開催等を視野に入れ開催していく必要がある。

○保育所等の行事において、保護者への情報提供が困難であることから、情報提供のあり方や方法等について検討する。

## 基本目標 2 男女がともに参画し、支えあう環境づくり

政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、防災などの新たな分野も含めて、地域における男女共同参画を推進します。また、働く場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭や地域生活の両立を可能にするための支援の充実を図ります。

### ◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
具体的な 取り組み数	10	19	3	5
%	27.0	51.4	8.1	13.5

#### 【取り組み概要】

##### 基本施策（1） 政策・方針決定過程への女性の参画促進

○内閣府の調査に基づき、令和2年4月1日現在の各分野における女性の登用について把握した。

審議会等における女性の登用率、25%（平成31年4月1日現在は26.7%）

○次期改選が近い審議会・委員会等は、女性委員の登用について人選等の準備に努めた。

○女性の管理職登用、人材育成に資する資料やパンフレットを役場ロビー等に配架した。

##### 基本施策（2） 働く場における男女共同参画の促進

○商工会など関係団体と連携し、町内事業所への資料の配布や支援制度など情報提供を積極的に行った。

○女性農業委員について、研修等で今後の農業のあり方等を考える機会を提供した。

○子育て女性を支援するセミナー等は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施されなかったが、町内事業者の求人情報の紹介など、女性が活躍するための情報を発信した。

○町職員のテレワークや在宅勤務についての検討を行った。

##### 基本施策（3） 仕事と家庭・地域生活の両立支援

○パパママ教室を開催し、男性の育児への積極的参加を促進した。

○2か年（令和2～3年）の有期事業として、0～3歳児を施設の定員を超えて受け

- 入れた保育所に対し補助を実施し、保育士等の処遇改善・環境改善等を図った。
- 地域包括支援センターの保健師を1名増員し、高齢者の相談体制の充実を図った。
  - 新型コロナウイルス感染症の影響により、介護予防教室の開催が年間予定の半分以下となったが、自宅で行うストレッチの情報を提供するなど、コロナ禍における対応に努めた。

#### **基本施策（４） 地域における男女共同参画の促進**

- ふくおか県「翼の会」との町長懇談会を実施し、新宮町での男女共同参画の推進について意見交換を行った。
- 男女共同参画に関するセミナーのパンフレット等を町議会議員に配布した。
- 指導者学習会で各行政区の方を対象に「性の多様性」をテーマに町内小中学校の取り組み等を紹介した。
- 災害時の避難方法や避難所運営などについて、女性の意見を取り入れることができるように災害対策の検討を行った。

#### **【評価（成果や課題）】**

- 次期委員の選任の際、男女それぞれの視点や経験から意見を反映させるため、女性委員の登用を推進予定という意見が複数の課で見受けられた。
- 男女のバランスの取れた委員の選任を行い、それぞれの立場から活発な意見が徴取できたという報告が見られた。引き続き、様々な分野で政策・施策形成の場への女性の参画を進めていく必要がある。また、女性が多いケースもあるため、バランスを保てるようにする必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、会議や研修会の開催を見合わせたり規模を縮小したりしたため、男女共同参画に関する情報提供の機会が減少した。今後は、情報提供方法など工夫し、きめ細やかな対応が必要である。
- 避難所等における女性の活躍を念頭に置き、好事例の収集や今後の防災計画において、女性の意見を取り入れた計画の策定を検討する。
- 女性の参画拡大を図るため、すべての審議会、委員会等において、さらに男女のバランスのとれた委員の登用を推進する必要がある。
- こが・しんぐう翼の会など関係機関との連携体制が整っていないため、さらに連携体制を充実させる必要がある。
- 町の業務継続、町職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための多様な働き方として、テレワークや在宅勤務等の推進体制整備に努める。



### 基本目標3 男女が安心して健やかに暮らせる生活への支援

あらゆる暴力及び性による差別的行為の根絶に向けた啓発や、被害者に対する支援体制の充実を図ります。また、性に関する正確な知識の普及や男女の生涯を通じた健康支援とともに、ひとり親家庭や高齢者、障がい者などが複合的に困難な状況に置かれることなく、誰もが安心して暮らせるような生活支援や環境整備を行います。

#### ◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
具体的な 取り組み数	32	13	2	1
%	66.6	27.1	4.2	2.1

#### 【取り組み概要】

##### 基本施策（1） 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 関係機関から情報提供があったDVに関する情報について、必要な支援が実施できるよう関係各課と情報を共有した。
- DV被害者に関する情報を共有し、情報非開示（非開示申請あり）の徹底について職員へ周知を図り、対策の定期的な見直しや改善を行った。
- 様々な学習会で、情報の流出が大きな事件に繋がることなどの啓発を実施した。

##### 基本施策（2） 生涯を通じた男女の健康支援

- 小・中学校において、発達段階に応じた生命尊重教育、性教育を実施した。
- マタニティスクール、パパママ教室や離乳食教室を開催し、妊娠・出産期における健康支援を行った。
- 母子健康手帳交付や妊婦向け教室、乳幼児健診などの機会に、母子の健康や今後の妊娠・出産、育児に関する相談に応じた。
- 保健指導、ハイリスク保健指導対象者に対する訪問・面談・電話・文書送付などによる保健指導を行った。
- 公用車マグネットや広報誌などによる検診（健診）啓発の充実に努めた。

##### 基本施策（3） すべての人が安心して生活できる支援の充実

- 「心配ごと・福祉なんでも相談」、「無料法律相談」を実施し、また他の相談窓口の周知を行った。
- 「かすや地区女性ホットライン」「粕屋地区配偶者暴力相談支援センター」「福岡県女性相談所」などについて、役場庁舎内窓口においてチラシの設置での周知を行っ

た。

- ひとり親家庭等に対する医療や手当について関係課が連携し、手続きの一本化に努めた。また、転出入に際し、自治体間での情報提供を行い、対象者へ不利益が生じないよう努めた。
- ひとり親家庭等に対する医療や手当について、広報誌やホームページでの周知を行った。
- 各種福祉制度について、「障がい者福祉の手引き」等の内容の見直しを行い、最新の情報を掲載したものを作成して対象者への周知を図っている。

#### 【評価（成果や課題）】

- 配偶者や恋人からの暴力、セクシュアル・ハラスメントなど様々な問題について、相談先の周知や啓発を効果的に実施していく。
- 生涯を通じた健康増進を促すため、引き続き受診しやすい環境の整備や受診項目の見直しなどを行っていく。
- ひとり親家庭等に対する各種制度については、引き続き関係課、自治体間での連携を図っていく。
- 各種福祉制度について、ホームページや広報誌を活用して、来庁機会のない方たちへの周知方法も検討していく。
- 相談業務従事職員の技能向上が必要であり、引き続き積極的に研修等に参加する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、どのような課題が生じているのか把握に努め、解決の方途について検討する。

庁内の推進体制の整備はもとより、国や県、近隣自治体、町内の各種団体等との連携を進めます。また、町職員が率先垂範して男女共同参画社会の実現に向けて行動できるよう、職員への啓発や庁内の環境整備を行います。

◆令和2年度における進捗管理の経過

令和2年3月17日	各課に対し第2次男女共同参画基本計画の令和元年度進捗管理シートの作成依頼
令和2年7月1日	各課報告の進捗管理シートを基に内部評価を庁内連絡体制（庁議）にて報告
令和2年8月4日	令和2年度第1回男女共同参画審議会を開催し、内部評価を基に意見の聴取を実施
令和2年10月9日	審議会での議論に基づく「令和元年度実施状況報告に関する意見・評価」を庁議において報告

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
具体的な取り組み数	3	6	1	1
%	27.3	54.5	9.1	9.1

【取り組み概要】

（1） 推進体制の整備

○職員の意識向上を図るため、あすばるフォーラムの情報提供を行った。

（2） 庁内における男女共同参画の推進

○採用後5年前後の職員を対象に「性の多様性」をテーマとした研修を実施した。

○子が産まれた男性職員を対象に、育児休業取得について案内した。

○育児休業を取得する職員の部署に臨時職員を配置し、取得しやすい環境づくりに努めた。

（3） 連携体制の整備

○県や他の自治体の関連事業について、役場2階に資料を配架した。

#### (4) 計画の進捗管理

○第2次新宮町男女共同参画基本計画の進捗管理シートを各課に作成してもらい、令和元年度の進捗状況を把握。内部評価を実施し、審議会においても評価をしていただいた。

また、審議会の評価を庁議において報告し、取り組みへの反映を呼びかけた。

#### 【評価（成果や課題）】

○庁内の連絡体制を強化するため庁議だけでなく職員へ周知が可能なツールの活用方法について引き続き検討する必要がある。

○男性職員に対し、育児休業の取得について案内を行ってきたが、さらなる啓発活動や周知の方法、環境作りなどについて検討する。また、庁内研修の内容を充実させるため、好事例などの情報収集に引き続き努める必要がある。

○関係団体/機関/事業所等への周知を引き続き行っていく必要がある。

○庁内職員向けの研修を実施する際には、職員の能力開発につながるような研修テーマを検討する。また、庁外で開催される研修についても、積極的な情報提供により職員の参加を進める。